



## 職場における熱中症予防対策の重点的な実施について (お願い)

厚生労働省では、平成 23 年の職場における熱中症予防対策について、次の事項を重点的に実施することとしておりますので、事業場での一層の取り組みをお願いいたします。

- 1 管理・監督者が頻繁に巡視を行い確認すること。水分・塩分の摂取確認表を作成又は朝礼等の際に注意喚起を行う等により、作業者に、自覚症状の有無に関わらず水分・塩分を定期的に摂取させること。
- 2 W B G T 値について随時計測を行うほか、予報値等に留意し、その値が W B G T 基準値（順化している作業者が身体作業強度が中程度である作業に熱に従事する場合、28℃）を超えるおそれがある場合には、必要に応じ作業計画の見直し等を行うこと。
- 3 高温多湿作業場所で初めて作業する場合には、徐々に熱に慣れさせる期間（順化期間）を設ける等配慮すること。

なお、熱中症予防対策の詳細については、厚生労働省のホームページをご覧ください。

<厚生労働省ホームページ内>

報道・広報 > 報道発表 > 2011 年 5 月 > 職場での熱中症予防の徹底を！  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/houdou/2r9852000001dwae.html>